

## 入札説明書

令和4年札幌市告示第5146号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 告示日

令和4年12月23日

### 2 契約担当部局

〒 063-0835 札幌市西区発寒15条14丁目1番1号  
札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場管理係 TEL (011) 667-5311 FAX (011) 667-5313

### 3 入札に付する事項

#### (1) 借受物品名

発寒破碎工場電話設備借受

#### (2) 借受物品の仕様等

仕様書による

#### (3) 納入期限

令和5年2月28日までに機器の納入、据付及び調整を完了すること

#### (4) 借受期間

令和5年3月1日から令和9年9月30日まで

本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除する場合がある。

#### (4) 借受場所

仕様書による。

#### (5) 入札方法

借受に要する一切の諸費用を含めた月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。



(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙3）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和5年1月13日（金）10時40分

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場4階会議室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係



について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

## 入 札 書

入 札 金 額	金	円
調 達 件 名	発寒破碎工場電話設備借受	

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名 印

入札代理人 氏 名 印

備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

## 質 疑 応 答 書

(あて先) 札幌市長

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
FAX 番号

(調達件名) 発寒破碎工場電話設備借受

質 問 事 項

回 答

記載方法

質 疑 応 答 書

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名、  
電話番号、FAX 番号を記載し、質  
問事項を記載のうえ契約担当課に  
FAX してください。

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
FAX 番号

質問のある借受物品の名  
称を記載ください。

(調達件名)

質 問 事 項

回 答

# 委任状

年　月　日

(あて先)  
札幌市長

住　　所  
委任者　商号又は名称  
職・氏名　　　　　　　印

調達件名　　発寒破碎工場電話設備借受

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者　氏　　名　　　　　印

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

- 2 代理人(受任者)の印は、入札(見積)書に使用する印と同一の印を押印すること。
- 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

## 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年　月　日

(あて先)

札幌市長

住　　所

申出人　商号又は名称

職・氏名

印

私は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

- 備考1　入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。
- 2　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

# 契 約 書

貸借物品名 発寒破碎工場電話設備借受

数 量 一 式

上記の物品の賃貸借について、賃借人 札幌市（以下「発注者」という。）と、  
賃貸人 （以下「受注者」という。）とは、  
次のとおり賃貸借契約を締結する。

- 1 契約金額（賃料） 月額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 賃貸借期間 令和5年3月1日から令和9年9月30日までとする。  
ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この  
契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除する  
ことができる。
- 3 引渡場所 発注者の指定する場所（札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場）
- 4 検査場所 発注者の指定する場所（札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場）
- 5 仕様書等 別紙のとおり
- 6 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 7 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1  
通を所持する。

年 月 日

発注者 札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

受注者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名





ができる。

- (1) 貸借物品を納入することができないとき。
  - (2) 貸借物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 貸借物品の一部の納入ができないとき又は貸借物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
  - (4) 貸借物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
  - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
  - (7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 発注者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定によりこの契約を解除した場合において、既に履行された賃貸借期間がある場合、受注者に対し、当該履行済み賃貸借期間に対する賃料を支払わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。  
**（契約が解除された場合等の賠償金）**
- 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）に相当する金額を賠償金として請求することができる。
- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合みなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（発注者に対する損害賠償）

第16条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第17条 発注者は、賃貸借期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第18条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第19条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

# 同等・規格確認書

令和 年 月 日

(宛先) 環境局環境事業部発寒清掃工場

【会社名】 \_\_\_\_\_

【担当者名】 \_\_\_\_\_ 【連絡先】 \_\_\_\_\_

下記の入札（見積合せ）案件について、同等品にて参加したいため、規格等の確認を依頼します。

記

調達案件名称	発寒破碎工場電話設備借受
--------	--------------

	メーカー名	型番・規格等
同等品		

※ 依頼に際しては、必ずカタログ等規格を確認できる書類を添付すること。

（以下、発注担当課記載欄）

上記に提示された製品は、当課が指定した製品の同等品（又は仕様書の規格を満たす製品）であることを確認しました。

令和 年 月 日

【担当】

環境局環境事業部発寒清掃工場

印

同等・規格確認書は事前に発注担当課の署名を受け、入札書提出時に原本（写し無効）を提出すること。

